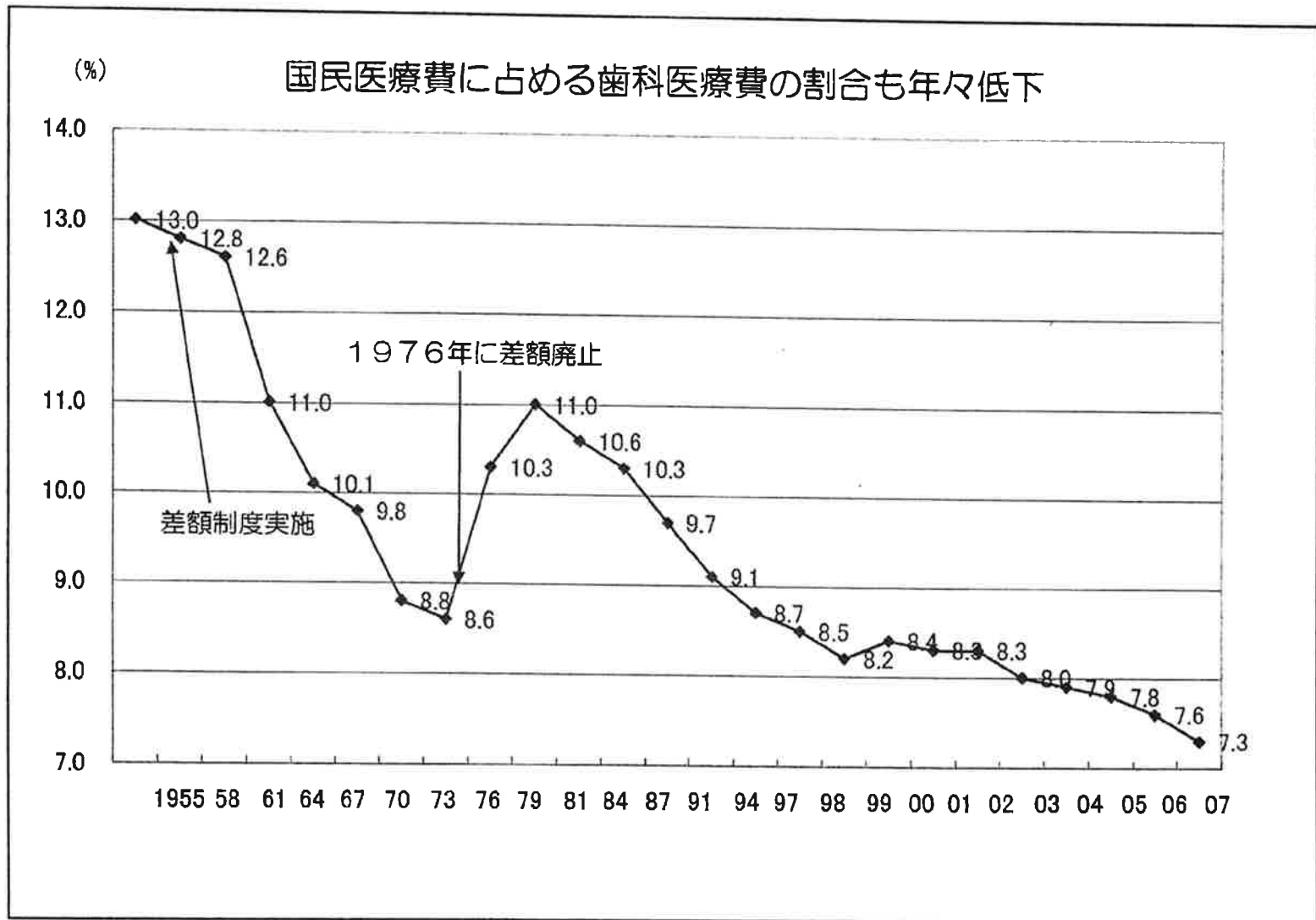


図1

資料1



平成21年11月19日 参議院厚生労働委員会
自由民主党・改革クラブ 石井みどり

(「国民医療費の概況」データより作成)

資料2

表1

長期にわたり据え置かれる技術料(09年3月現在)		
	点数(1点10円)	据え置かれた期間
●検査		
スタディモデル(口腔の模型作成)	50点	1970年(S45)より39年間
チェックバイト(噛み合わせの検査 顎運動関連検査として、下顎運動 路描記法、ゴシックアーチ描記法 及びチェックバイト検査と統合)	400点→380点	1981年(S56)より27年間据え 置かれた後、08年度改定で は他の顎運動関連検査に統 合され、20点引き下げられ た。
●麻酔		
伝達麻酔手技料	38点	1988年(S63)より21年間
浸潤麻酔手技料	23点	1988年(S63)より21年間
●処置		
除去・複雑	15点・30点	1975年(S50)より34年間
知覚過敏処置	40点・50点	1985年(S60)より24年間
●手術		
難抜歯	460点→470点	1985年(S60)より23年の後
抜歯窩再搔爬手術	130点	1985年(S60)より24年間
歯根嚢胞摘出手術	770点→800点	1985年(S60)より23年の後
歯槽骨整形手術	110点	1981年(S56)より28年間
●歯冠修復・欠損補綴		
窩洞形成	44点→54点	1975年(S50)より33年の後
咬合採得・歯冠修復物	14点	1978年(S53)より31年間
硬質レジンジャケット冠	750点	1978年(S53)より31年間
有床義歯床下粘膜調整処置 (ティッシュコンディショニング)	110点	1981年(S56)より28年間

表2

2000年以降の改定で保険導入された歯科の新規技術					
改定年	2000年	2002年	2004年	2006年	2008年
導入された新規 歯科技術	初期う蝕小か 裂溝填塞	なし	睡眠時無呼吸 の口腔内装置	機械的歯面 清掃加算	①非侵襲性歯髓覆とう法、 ②静脈内鎮静法、③肺血 栓塞栓症予防管理

(各年度 診療報酬改定 資料より作成)

平成21年11月19日 参議院厚生労働委員会
自由民主党・改革クラブ 石井みどり

表3

2008年改定での医科・歯科初診料・再診料比較		
	医科診療所	歯科診療所
初診料	270点 (2700円)	182点 (1820円)
再診料	71点 (710円)	40点 (400円)

(平成20年度 診療報酬改定 資料より作成)

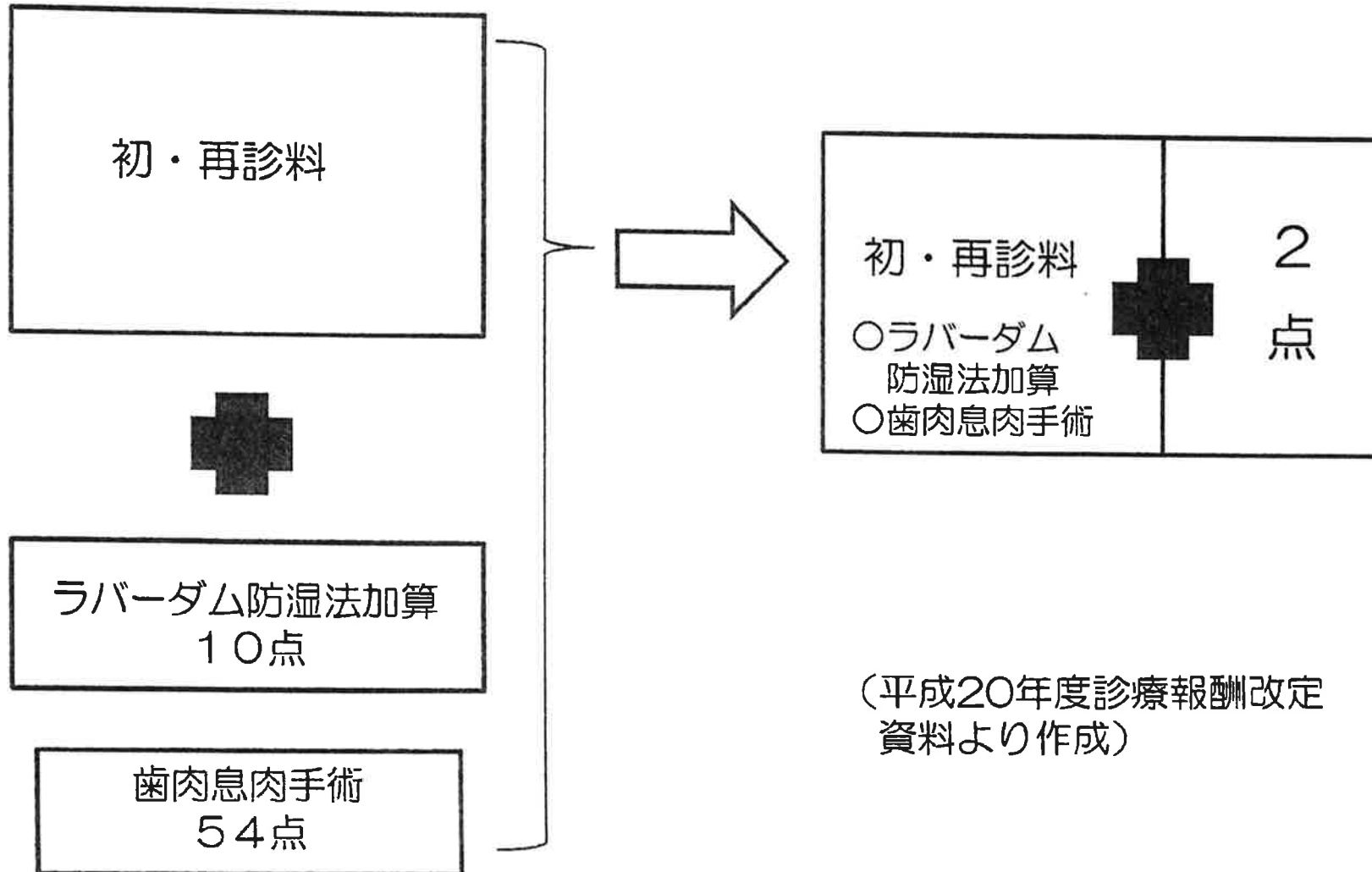
表4

2002年、2004年改定で"か初診"、"か再診"引上げ等の財源確保のため、 包括・引き下げられた主な点数		
改定年度	"か初診"の改定内容	包括・引き下げられた歯冠修復・欠損補綴関連点数
2002年	"か初診"算定要件緩和	・失活歯歯冠形成における前歯の根面形成加算の廃止
		・有床義歯の咬合採得における困難加算(110点)が廃止
		・4/5冠は小臼歯のみに
		・スルフォン樹脂有床義歯における遊離端義歯、複合義歯加算(100点)が廃止
		・補強線(100点)、ろう着(60点)が廃止
2004年	"か初診"、"か再診"の 点数引き上げ	・有床義歯裏装の遊離端義歯、複合義歯の加算(50点)が廃止など
		・補綴時診断料における有床義歯、ブリッジ新製時の30点加算が廃止
		・支台装置ごとの装着料の算定が不可
		・有床義歯修理の点数の大幅引き下げ
		・新製義歯調整指導料の算定が1回のみとなり、従来4回算定した場合より40点引き下げ
・老人点数が一般に統合され、義歯の調整指導料は引き下げなど		

(各年度診療報酬改定 資料より作成)

資料4

図2



(平成20年度診療報酬改定
資料より作成)